

令和6年1月29日

関係各位

飼料の公定規格の一部改正について

平素より、飼料安全行政への御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

1 令和5年3月7日に開催された農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会です承された以下の内容につき、令和6年1月29日付けで、飼料の公定規格の一部が改正されましたので、お知らせいたします。

・非フィチン態りんの成分量の算出方法（1種類追加）

2 先の飼料栄養部会で同じく了承されたフィターゼ2種類（1種類改正、1種類追加）につきましても、今後、公定規格の改正を予定しております。その際は改めてご連絡を差し上げます。

担当： 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料検査指導班 西村、一色 TEL：03-3502-8702（直通） Mail：feed@maff.go.jp
--